**○東北地方整備局告示第五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十二日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二百四十三号八戸都市計画道路事業三・三・八号白銀市川環状線及び三・三・五号尻内百石線

三　事業施行期間　自平成九年二月二十一日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成九年建設省告示第二百四十三号の事業地のうち青森県八戸市大字市川町字浜を削る。また、青森県八戸市大字市川町字長七谷地及び字下大谷地地内において事業地を変更する。

**○関東地方整備局告示第十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 藤沢市辻堂神台二丁目三九二番一から同市辻堂神台二丁目四五九番一まで | 前 | 一二・六〇～二〇・三〇メートル |
| | 後 | 一四・五〇～二三・二〇　〇・一四二キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

**○近畿地方整備局告示第九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 伊丹市山田六丁目二一〇番から同市山田六丁目二七五番まで | 前 | 四〇・八〇～五五・二〇メートル |
| | 後 | 四一・〇〇～五六・〇〇　〇・〇三四キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

**○近畿地方整備局告示第十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

近畿地方整備局長　上総　周平

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百七十一号 | 伊丹市山田六丁目二一〇番から同市山田六丁目二七五番まで | 近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年一月二十二日

**○中国地方整備局告示第五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

中国地方整備局長　福田　功

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二号 | 広島市南区宇品海岸三丁目四番三二から同市宇品海岸二丁目一三〇七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 中国地方整備局及び同局広島国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年一月二十四日

**○北海道開発局告示第十三号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年一月二十二日

北海道開発局長　関　克己

一　登録番号

北海道開発局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社補償セミナリー

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 加藤　重光 |
|---|---|
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日

平成二十一年十一月十二日

四(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | — |
|---|---|
| 変更後 | 関川　修司 |

(2)　変更年月日

平成二十二年一月四日

五(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | — |
|---|---|
| 変更後 | 岡田　俊朗 |

(2)　変更年月日

平成二十一年六月一日